

第二百三回国 参議院 文 教 科 学 委 員 会 会 議 録 第 五 号

令和二年十二月一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十六日

山添 拓君 補欠選任 山下 芳生君

出席者は左のとおり。

委員長 太田 房江君

理事 赤池 誠章君 上野 通子君 吉川 ゆうみ君 斎藤 嘉隆君

有村 治子君 石井 浩郎君 世耕 弘成君 高階 恵美子君 水落 敏栄君 石川 大我君 横沢 高徳君 蓮 舫君 佐々木 さやか君 安江 伸夫君 梅村 みずほ君 松沢 成文君 伊藤 孝恵君 山下 芳生君 船後 靖彦君

衆議院議員

文部科学委員長 遠藤 利明君 代理 齋藤 健君 文部科学委員長 青柳 陽一郎君 代理 文部科学委員長 浮島 智子君 文部科学委員長 代理

第六部

文教科学委員会会議録第五号 令和二年十二月一日 【参議院】

文部科学委員長 藤田 文武君 代理

国務大臣 文部科学大臣 萩生田光一君

事務局側 常任委員会専門 員 戸田 浩史君

政府参考人 スポーツ庁次長 藤江 陽子君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(太田房江君) たいだいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。昨日までに、山添拓さんが委員を辞任され、その補欠として山下芳生さんが選任されました。

○委員長(太田房江君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

○委員長(太田房江君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田房江君) スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振

興センター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院文部科学委員長代理遠藤利明さんから趣旨説明を聴取いたします。遠藤衆議院文部科学委員長代理。

○衆議院議員(遠藤利明君) おはようございま

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

平成十年に議員立法として成立したスポーツ振興投票の実施等に関する法律によって、平成十三年にスポーツ振興投票制度、いわゆるtotoが創設されてから二十年を迎えようとしております。制度創設以来、スポーツ振興投票によるスポーツ界への支援の総額は二千八百億円を超え、我が国のスポーツ振興を支える非常に重要な財源確保策となっております。さらに、昨年度までに収益のうち一十億円近くを国庫に納付いたしました。

昨年、アジア初のラグビーワールドカップが開催され、また来年は半世紀ぶりの夏季大会となる東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えるなど、我が国におけるスポーツ振興に対する機運が高まっている中、オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてスポーツ立国を実現するために、その方策を可能とする中長期的な視点に立った財源を確保することが求められております。

他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、プロ、アマ問わず多くのスポーツ大会等が中止や延期され、スポーツ施設も閉鎖される等、トップアスリートから青少年まで練習や運動の機会が失われ、スポーツ界は深刻な危機に直面しております。

そ、スポーツを愛好する国民一人一人の自発的な寄附によってスポーツを支えるというスポーツ振興投票制度の強化を図り、感染症対策も含めた迅速な支援を実施することが喫緊の課題となっております。

本案は、このような状況を踏まえ、スポーツ振興投票の実施等に関する法律等を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、スポーツ振興投票の目的が、スポーツを支える者の協力の下にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保等を図り、もってスポーツの振興に寄与し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に資することであることを明らかにしております。

第二に、スポーツ振興投票の対象競技にバスケットボールを加えるとともに、単一試合投票、すなわち一の試合の結果を対象とするスポーツ振興投票及び順位予想投票、すなわち競技会の経過又は結果を対象とするスポーツ振興投票を実施することができるようになっております。

第三に、スポーツ振興投票の収益の使途の拡大について規定しております。すなわち、スポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備、地域におけるスポーツ活動、医療従事者等の派遣、スポーツ団体の運営基盤の強化にも収益を充てられることを定めるとともに、感染症等が発生した場合における選手の支援事業にも収益を充てられることを定めております。

第四に、日本スポーツ振興センターは、対象試合等の計画的かつ安定的な開催に資するため、スポーツ振興投票対象試合開催機構に対し、費用の一部について支援することができることを定めるとともに、機構は、その支援を受けて業務を行うに当たっては、チームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならないことを定めて

おります。

第五に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であつて特に必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務を特定業務とする等の改正をしております。

最後に、本案は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長(太田房江君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤孝恵君 おはようございます。まずは、遠藤委員長代理始め、提出者の先生方、よろしくお願ひいたします。

そして、まずは冒頭、文科大臣に伺いたいと思ひます。

内閣提出の閉法、それから参議院提出の参法、衆議院提出の衆法、いわゆる議員立法、その違いについての御認識伺います。

○国務大臣(萩生田光一君) 政府としては、議員立法であるか内閣提出法案であるかによらず、最終的には立法府において成立いただきました法律に基づきまして、いづれにしましても適切な行政運営を実施していくことに変わりはございません。

○伊藤孝恵君 全ておっしゃるとおりです。そして、付け加えるならば、いわゆる閉法というのは、政府・与党というところが事前審査を経て提出するというものに対して、議員立法というのは、本来野党側の主導でいろいろ提出されたり、また、成立は全会一致でございますので、そういったものが原則になっております。今国会、終盤になって非常に多くの議員立法等が衆議院より送付されておりますけれども、本来なら十分な審議時間が必要な閉法として付託されるべき

ものも散見されるというようなことがございます。

議員立法をこういうふうな、今日も十分という持ち時間ですけれども、審議時間が少のうございませう。こういう、もちろん、与党主導で議員立法をするというの、必要なものもたくさんございませうので、一概に否定するものではありませんけれども、こういった各法案の成り立ち、あるいは議員立法で提出されたものは議員立法で改正するとか、閉法で提出されたものは閉法で改正するなど、こういうルールというか国会の先例等があるのは事実でございますし、本来の筋、こういったものは軽んじるべきではないというふうな私がついてくる課題感というのは共有させていただきたいというふうに思ひます。

そこで、今回の改正案ですが、いわゆる束ね法案です。スポーツ振興投票の実施等に関する法律は、第百四十国会に衆法として提出され、第百八十三国会は衆法として改正、その後、第百九十国会では閉法として改正、今二百三国会では再び衆法として改正案が提出されております。

一方、独立行政法人日本スポーツ振興センター法は、第百五十五国会に閉法として提出され、その後、百八十九国会で衆法により改正、百九十国会は再び閉法で改正、百九十三国会は衆法による改正が行われ、今回も衆法による改正を目指していること承知しております。

そこで、法案提出者に伺ひます。このように衆法で提出したものを閉法で改正したり、閉法で提出したものを衆法で改正したりと、このように変わるその理由、教えてくださいますか。

○衆議院議員(遠藤利明君) お答えいたします。

まず最初に、平成四年、我が国のスポーツ界の統括団体であります当時の日本体育協会、現在の日本スポーツ協会でありましたが、及びJOCより、スポーツ振興くじ制度の導入について、各政党、超党派のスポーツ議員連盟等に要望書が提出をされました。

それを受けて、スポーツ議員連盟においては、平成五年にスポーツ振興の全般にわたった検

討を行うためのプロジェクトチームを設置いたしました。このプロジェクトチームにおいては、平成六年に検討結果の大綱としてスポーツ振興くじ制度の考え方についてまとめ、スポーツ振興くじ制度の導入について成案を得たところであります。このような経緯から、スポーツ振興投票法は議員立法として制定するに至つたものであります。

同時に、平成二十八年のスポーツ振興投票の実施に関する法律、閉法であります。平成二十七年十二月に、私がオリンピック・パラリンピック担当大臣として議長を務めました新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において取りまとめられた新国立競技場の整備に係る財政負担についてを受けたものであることを踏まえて、閉法として提出されたものであります。

なお、今回の改正案につきましては、我が国のスポーツ界をめぐる課題、地域スポーツの安心、安全のための環境整備や新型コロナウイルス感染症の拡大による危機等に対応するためには、スポーツ振興投票の改善が極めて有効な手段であることと踏まえ、スポーツ議員連盟のスポーツレガシーの在り方に関する検討プロジェクトチームの下にスポーツ振興投票の新商品企画及び条文化検討チームを設置し、超党派のメンバーが有識者交換ながら議論を重ねた結果として今国会に議員立法として提出したものであります。

○伊藤孝恵君 いろいろ理由があつて閉法になつたり議法になつたりというのがあつたというのとは分かつたけれども、私からすると、皆さん提出者ですから、その改正の理由がその法の趣旨に照らして適正なものかどうか、皆さんが一番番人となつてチェックしていただきたいという課題感をお伝えいたします。まあ本日に、議法の顔をした閉法であつたり、その改正がちょっとだから議法でやっちゃおうかというふうな、そういったものがないように、しっかりと議論の時間を、審議の時間を取つていただくようお願いいたします。

萩生田大臣、平成二十八年当時の議事録、今回読みますと、当時の文科大臣が、totoはス

ポーツへの国民の小口寄附、東京オリンピックを契機にtotoを通じてスポーツに対する小口寄附の文化の醸成につながる旨を発言されております。

折しも先週、私、東京オリパラ特措法の質疑の中で、オリンピック、長野オリンピックのレガシーというのは、今まで日本にはなかったボランティアというなじみのない文化が定着し、その緩やかで自発的な連帯がその後の町づくり、人材育成に役立ったというお話をさせていただきました。

今日は、totoのような賭博的な小口寄附ではなくて、売上げの一部、国庫に納付されて一般財源化しますので、結局何に使われているか分からないというふうな類似のものではなく、本当にシンプルな寄附、ダイレクトな寄附、こういったものの寄附によって文化、スポーツを支えていくる仕組みづくりについて、文科大臣の御所見伺つてまいります。

今日、配付資料、お手元に配つてございます。これ、日本フアンドレイジング協会が発行している寄付白書二〇一七によると、アメリカ、イギリスの寄附額がそれぞれ三十兆六千六百六十四億、一兆五千三百五十五億円に対して日本は七千七百五十六億円と、アメリカのおよそ四十分の一、イギリスの二分の一の寄附額となっております。

資料二は、チャリティーズ・エイド・ファンデーションの調査結果ですが、二〇〇九年から二〇一八年の日本のワールドギビングインデックスというのは百二十六か国中百七位、日本に寄附文化というのは根付いていないというのは事実かと思ひます。

じゃ、しかし、日本人は寄附をしないかというところ、そういうわけではなくて、資料一の下の方、御覧ください。内閣府の社会意識に関する世論調査によると、六五・三%の方が何か社会のために役立ちたいと考えており、真ん中の図、二〇一一年の東日本大震災のときのように、有事の際には非常に多くの方から、このとき、具体的にはおよそ七千万人の方から一兆円の寄附が集まりました。そして、この二〇一一年を契機に、一番上の

○山下芳生君 ちよつとその上限がないと、ちよつとそういう方が出てくるんじゃないかなと。

単一試合をくじの対象にしますと、やっぱり選手個々の一つのプレー、審判の一つのジャッジ、これに対するプレッシャーがやっぱり高まってくると思うんですね。そこ大事な問題だと思うんですが、更にバスケが入ると、バスケットボールというのはやっぱり一チーム五人ですし、サッカーに比べて点数がすぐ上がりますよね。どっちかという、一人のプレーの占める役割というのがサッカーよりもはるかに高いんじゃないかなと思うんですね。

そういう単一試合、そしてバスケットを入れることによって選手のプレーに対するプレッシャーが高まるんじゃないかなと思うんですが、お考えあればどうぞ。

○衆議院議員(青柳陽一郎君) バスケットボールはチームの競技でありますし、交代が何度も可能な競技でありますので、そういうことはないというふうなリーグ側のヒアリングからも確認しておりますので、いいと思います。

○山下芳生君 海外では、例えばテニスの勝敗を賭けるということが盛んなところもあるようで、上位の選手のSNSには賭けに負けた人から中傷のメッセージが届くと聞いております。ある選手は、ランキングが下の選手に敗れたときには、洪水みたくに中傷のメッセージが襲ってきた、全部私を侮辱する内容だった、負けたときだけでなく、フルセットの末にセットカウント二、一で勝利したときにも、二、〇で賭けていたのにおまえのおかげで大損だと口汚く罵られた。韓国ではバスケがくじになっていきますけれども、くじを外した人が腹いせにネット上に書き込む罵声、毎日目にすると、うつ病の初期になったり、あるいはもうそれが嫌で引退を表明するという選手まで出ています。そういうことがないようにする、これ大事だと思いますが、いかがですか。

○衆議院議員(齋藤健君) 一般論で申し上げれば、SNSの普及によりまして選手が批判にさらされる、そういった機会が増加しているという

は事実だと思います。

今回の単一試合投票は、特定の購入者に多額の利益が生じにくい商品であり、また射幸心を過剰におおらない商品設計を行うこととされており、単一試合投票の導入が選手に新たな緊張を生むものとなつてはならないと、これは委員御指摘のとおりだと思っております。

私も、選手等の安全を確保することはスポーツ振興投票制度の運用に当たつての前提条件であると考えております。したがって、単一試合投票の導入に当たりましては、選手等の当事者の意見を十分踏まえて制度設計を行つてきたところでありまして、その実施に当たりまして、SNS上における批判についての相談支援を始めとして、選手等の安全確保のための措置については万全を期していきたいと考えております。

○山下芳生君 終わります。

○船後靖彦君 れいお新選組の船後靖彦でございます。本日は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の改正案について質問をいたします。法案を提出された先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。

トータルなどスポーツ振興くじについては、売上の一部がスポーツ振興に活用される仕組みになっております。そのことによりアスリートへの支援、地域振興が図られていること自体は否定いたしません。しかし、国民にとって必要なスポーツ振興については、国の責任において実施、助成すべきではないでしょうか。

くじの売上げは、二〇一八年度、二〇一九年度と二年連続で一千億円を下回りました。しかも、今年は新型コロナウイルスの影響で販売ができない状態が続きまして。

売上げに向け、新商品や対象競技の拡大を図るというのが今回の法改正となっておりますが、そもそも、水ものであるくじの売上げを前提にするのは本当の意味でのスポーツ振興として望ましくないのではないのでしょうか。

国費によるスポーツ予算の推移を見ますと、東

京五輪・パラリンピック開催決定もあり、二〇一九年度は三百五十億円に上るなど、年々増加傾向にあります。しかし、スポーツくじの助成額など、国費以外を含む関連予算で見ますと、年々くじの占める割合が高くなつております。くじの助成が必要となる割合に割られていくとすれば、本来はくじ頼りではなく国が出すべき支出と考えますが、いかがでしょうか。

くじの売上げ次第でスポーツの振興ができるかできないかを左右するのはおかしくありませんか。人々がその人らしく暮らすため、スポーツは欠かせない要素の一つであると認識しております。そうであればこそ、売上げ頼りの仕組みにするのではなく、通貨発行権のある国の責任においてスポーツ振興予算を大幅に拡充すべきではありませんでしょうか。提案者の皆様の御見解をお聞かせください。

○衆議院議員(藤田文武君) ありがとうございます。

お答え申し上げます。

御指摘のとおり、スポーツ振興については国の責任において実施、助成することが重要であると考えます。他方、選手の視点に立った安全確保のための環境整備など、我が国のスポーツ界をめぐる諸課題の解決を図るためには相当規模の財源が確保される必要があります。公費のみに依存しない多様な財源を持続的かつ安定的に確保することも重要であるというふうな考えをさせていただきます。

このため、制度創設以降、既にスポーツ界への助成等に約二千八百億円の貢献をしているスポーツ振興投票制度を活用しながらも、広く国民の理解と協力を得てスポーツ振興に必要な資金を確保する必要がありますと考えるわけでございます。

○委員長(太田房江君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(太田房江君) 速記を起こしてください。

○船後靖彦君 代読いたします。なるほど。であつても、くじの売上げに左右されることなく国が責任を果たすべきことと、重ねて申し上げたく存じます。質問ではなく意見として申し上げます。

続けて質問いたします。くじの売上げの五〇%のうち、経費や特定金額、国庫納付を除いた分がスポーツ振興のための助成に使われていると承知しておりますが、このうち障害者スポーツ関連の助成は幾らになつたでしょうか、お答えください。

○政府参考人(藤江陽子君) お答え申し上げます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおきましては、スポーツ振興投票助成として、地域のスポーツ施設の芝生化ですとかスポーツ教室の開催等に対して助成を行っているところでございまして、障害者スポーツ関連の助成としては、地域スポーツ施設のバリアフリー化あるいは障害者スポーツ大会の開催支援等を行っているところでございます。

このうち、スポーツ施設のバリアフリー化については、比較的小規模な工事も含めて助成の対象とすることにより整備促進を図つていただいております。また、バリアフリー工事を伴う施設整備事業として今年度は五億一千万円を助成しております。また、これらに加えまして、施設全体の改修を行う中でバリアフリー化を行う工事に對しても助成を行つております。

障害者スポーツ大会の開催支援については、今年度は二億八千万円を助成しており、これらのほかにも、例えば健常者と障害者が共に参加できるスポーツ活動やスポーツ大会等にも助成を行つております。

○船後靖彦君 代読いたします。ありがとうございます。

続いて、不正対策などについてお尋ねします。今回、単一試合投票やリーグ、トーナメント戦の順位予想投票を導入されています。単一試合投票については、射幸心をあおり、不正行為につながる懸念がございまして、制度創設時には見送られた経緯があると聞いております。くじ導入から約二十年が経過し、現時点で不正が発覚していないとはいえ、なぜ当時見送つた仕組みが導入可能と判断したのでしょうか。

私が懸念しているのは、こうした拡大路線と射幸心をあおる仕組みです。スポーツくじのパンフ

レットである簡単ガイドを拝見しました。毎週十億円を大きく打ち出し、小さな文字で一等最高、キャリアオーバー発生時などと注釈していきま。これは、大勝ちできるんだよと購入者をあおっているように受け止められます。こうした射幸心をおおる構造になっているのが現在のスポーツくじではないでしょうか。

スポーツくじは、売上げが伸び悩むたび、新商品の導入などで拡大路線を回っています。今回の拡大がギャンブル性を高め、射幸心をあおり、そのことが不正にもつながってしまうのではないかと懸念しています。この辺り、どのように考えですか、お答えください。

○衆議院議員(浮島智子君) お答え申し上げます。

スポーツ振興投票法の制定に当たりまして複数の試合を対象とした理由は、我が国においてスポーツ振興投票というこれまでにない仕組みを導入するに当たりまして、当選確率を過度に上げないことによる射幸性の抑制、また、選手による不正行為のリスクの軽減といった観点から、慎重な検討、判断がなされるものと考えております。

また、他方、スポーツ振興投票法が施行されて約二十年がたち、スポーツ振興投票が社会に定着し、Jリーグ等においてもこれまで不正行為の事案等が発生していないことがという実績に加えまして、単一試合の投票においても商品設計等において適切な配慮を行うことにより射幸性の抑制と不正行為の防止を担保しつつ売上げの向上を図ることが可能であると判断をいたしまして、単一試合の投票の導入を盛り込んだところでございます。

また、射幸性の抑制に関しましては、単一試合の投票は払戻しの率は売上金額の五〇%以下と決まっております。当選者も多いことが見込まれるため、特定の購入者に多額の利益が生じにくく、また、Jリーグ、Bリーグ共に特定のチームの試合は一日一回でございまして、次の試合まで数日から一週間程度の間が空きます。そして、冷却期間が置かれました、次から次へとお金をつぎ込むことは生じにくいといった理由から、そもそもその仕組み上、射幸心を過剰にあおらないものと

考えているところでございます。

また、不正行為の防止に関しましては、単一試合の投票は特定の購入者に多額の利益が生じにくく、また、具体的なスコア等まで特定の予想の結果を合致するような相当数の試合等、買収するなどして試合の結果を操作することは困難性が高いといった理由から、不正行為を起すインセンティブは小さいものと考えているところでございます。

○船後晴彦君 代読いたしました。

ありがとうございます。

くじを楽しんでいる方や、くじを通じてサッカーやスポーツの関心を持つようになった方もおられるかと存じます。また、売上げによる助成を必要としている団体や地域があることは承知しております。

しかしながら、スポーツ振興のために必要な助成は、くじという形を取らず、国の責任でやるべきであるということをごめて訴えまして、質問を終わります。

○委員長(太田房江君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、スポーツ振興投票の対象競技にバスケットボールを追加することにも、射幸性を高め、八百長などの不正行為が入りやすくなるために除外されてきた単一試合、順位予想が追加され、スポーツの健全な発展やスポーツ本来の文化的、教育的役割をゆがめ、青少年を始めスポーツ関係者の人格形成やモラルに対する悪影響を拡大するおそれがあるからであります。

単一試合を対象にしたくじは、仲間内で抵抗なく手軽に賭けが行われやすくなるなど、ギャンブルに対する意識の薄れや賭博を容認する環境の形成などの弊害が予想されます。どのような対策を取ったとしても、単一試合のくじは、購入者に

とつては予想や賭けがしやすく、また、選手や審判、チームにとつては、給料面等で待遇が悪いあるいはクラブの経営が困難などの事情から八百長等の働きかけを受ける可能性が拭い切れず、不正行為が発生する余地があり、スポーツの健全な発展の妨げになりかねません。

また、単一試合を対象としたくじは、当然スポーツの見方も変え、スポーツの持つ目標達成への努力の過程やフェアプレー精神をないがしろにし、金銭絡みの勝敗の結果のみにこだわる傾向を助長します。スポーツの観戦やSNS上の様々な情報発信が、スポーツの良さ、プレーの称賛ではなく、試合での失敗やミスジャッジなどマイナスマ面を殊更強調し、いわれなき誹謗中傷に選手や審判がさらされ、緊張関係や脅威を生むことにもなりかねません。文化として、また権利として発展しているスポーツをギャンブルにおとしめることになりません。

反対する第二の理由は、スポーツ振興の財源を専らくじという賭博による国民からの収奪に頼り、貧困な国のスポーツ予算が更に削減されることになりかねないからです。

この間、スポーツ予算が必要になるたびに、射幸心をあおる高い賞金額のくじの販売や海外リーグの追加、事実上十九歳未満への制限をなくすコンビニ販売やネット販売といったくじの拡大が続けられてきました。本法案で対象競技を追加するなどの更なる拡大は、ますますスポーツ振興財源のくじへの依存を強めるものです。

国が責任を持って国費でスポーツ予算を確保、増額するのが本来の道筋であると申し上げ、討論を終わります。

○委員長(太田房江君) 他に御意見もないようです。これより採決に入ります。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田房江君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、斎藤さんから発言を求められておりますので、これを許します。斎藤さん。

○斎藤嘉隆君 私は、ただいま可決されましたスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会及び国民民主党・新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、スポーツ振興投票の寄附的な性格について理解の促進を図り、売上の向上に努めるとともに、スポーツ振興のための予算措置について、今後もなお一層その充実を図ること。

二、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という)の業務に要する費用に係る支援の一部について、機構からチームを保有する社員に対して、一の試合を対象とするスポーツ振興投票(以下「単一試合投票」という)のチームごとの売上を踏まえて配分することができるよう、機構に対して必要な規程の整備を促すこと。

三、海外リーグの試合については、単一試合投票の導入当初においては、対象として指定しないこととし、単一試合投票の実施状況や購入者に対する影響等を踏まえて、単一試合投票の対象とすることについて検討を行うこと。

四、スポーツ振興投票の公正な運営を確保するため、機構に対して、チームの選手、監督及びコーチ並びに審判員等に対する不正行為の防止等に係る研修の充実、アンチ・ドーピング活動の充実、相談窓口の整備及び周知等に取り組みを通じてスポーツ・インテグリティの向上を図るよう促すこと。

五、単一試合投票について、特定の結果に極めて多数の投票が集中するなど、通常想定されない投票が行われた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいてこれを探知し、機構と情報共有を図る仕組みを構築すること。

六、単一試合投票について、過去の試合結果等に基づき、当せん倍率が過度に高くなるらない投票パターンを設定するよう留意すること。
七、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、運動部活動の受皿ともなる地域スポーツ活動の充実や、特に人的・財政的基盤が脆弱な障害者スポーツ団体を含めスポーツ団体の運営基盤の強化に適切に配慮すること。
右決議する。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(太田房江君) ただいま齋藤さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田房江君) 多数と認めます。よって、齋藤さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、萩生田文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。萩生田文部科学大臣。

○国務大臣(萩生田光一君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(太田房江君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(太田房江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十七分散会

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学費値上げに反対し、学費は無償、奨学金は給付とし、無償教育を実現することに関する請願(第二一九号)

一、教職員定数の改善、学校のICT(情報通信技術)環境の整備等に関する請願(第三三二号)

一、学費値上げに反対し、学費は無償、奨学金は給付とし、無償教育を実現することに関する請願(第三三二号)

一、豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(第三八四号)

第二二九号 令和二年十一月十三日受理
学費値上げに反対し、学費は無償、奨学金は給付とし、無償教育を実現することに関する請願
請願者 奈良市 岩田美穂 外三千九百七十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三三二号 令和二年十一月十八日受理
教職員定数の改善、学校のICT(情報通信技術)環境の整備等に関する請願
請願者 新潟市 遠見繁也 外一万二千八百八十名

紹介議員 打越さく良君
我が国の社会保障制度は、広く国民生活に浸透し、私たちの生活基盤を支える重要な役割を担っている。その一方で、急速な少子高齢化の流れにあって、公費の比重の大きい高齢者医療・介護給付費の増により、給付と負担のバランスが損なわれ、将来世代に負担を先送りしている。超高齢社会の到来を目前にして、豊かな高齢社会を体現できる持続可能な社会保障制度の確立は、全ての国民共通の願いである。また、教職員の過重労働が社会的な問題となり、働き方改革の実効性が問われている。教職員が心身の健康を保持し、教育に専念できる環境を整えることについて、我が国の教育を充実させる観点から喫緊の対応が必要である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、教職員互助団体は、本来、地方公共団体が担うべき教職員の福利厚生を「共助」の精神で支え合い、教育の現場で働く教職員及び退職教職員の生活に密接に関わる事業を実施している。また、「福利厚生」は、職業選択の重要な判断材料であり、教育の充実には必要不可欠である。教職員互助団体が将来的にも安定して運営できるよう、法令等の整備に取り組みすること。

二、教職員の抱える課題が複雑多様化する中、改正給特法を実効性のあるものとするためには、教育現場の実情に合わせた制度づくりが必要であり、早急に教職員定数の改善を行うとともに、外部スタッフの導入、学校のICT(情報通信技術)環境の整備などに積極的に取り組むこと。

三、教育無償化等による子育て支援や奨学給付金制度を拡充すること。

第三八三号 令和二年十一月十九日受理
学費値上げに反対し、学費は無償、奨学金は給付とし、無償教育を実現することに関する請願
請願者 長崎市 林田大輔 外三千七百七十八名

紹介議員 横沢 高德君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三八四号 令和二年十一月十九日受理
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願
請願者 東京都国立市 酒井奈保美 外六百十五名

紹介議員 有田 芳生君
全国の私立学校に在籍する児童・生徒・学生の割合は、幼稚園で約八四・九%、高等学校で約三二・四%(約百二十万人)、専修学校で約九六・二%、短期大学で約九四・九%、大学では約七三・八%にも及ぶ。このように公教育において、私立学校は重要な役割を果たしている。また、高等学校(通信制を含む)への進学率は九八%を超え、事実上義務化している。二〇一〇年度から、教育を

社会全体で支える政策として、公立高等学校授業料無償化及び就学支援金制度が実施された。子供を私学に通わせる保護者の負担軽減という点では大変大きく評価されている。二〇二〇年度からは、年収五百九十万円未満の世帯を対象として、就学支援金の支給上限額が年額三十九万六千円へと引き上げられた。しかし、公立高等学校の授業料が実質無償化になったのに対して、私立高等学校においては全国の平均授業料を勘案した金額が無償化されたところで、依然として授業料以外の納付金の負担があるため、公私間の格差は縮まってはいる。二〇一九年には改正子ども・子育て支援法が成立し、さらに、大学等における修学の支援に関する法律も可決成立した。これにより、幼児教育、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金制度が拡充された。しかし、授業料減免の適用条件として、保護者の所得要件、学生には厳しい学習状況の要件、大学等には運営や教育に関わる要件があり、経済的事情によらない教育の機会を保障することを目指した施策であるとは言えない。さらに、都道府県の経常経費補助金が私立学校の基盤の財源になっていることは周知の事実であり、この補助金の増額も必要である。公教育を担う私学教育が健全化されるために、私学助成の拡充は国の責任であり、重点的に取り組むべき重要な施策である。

ついては、豊かな私学教育の実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、私立学校に対する経常費補助金及び私立学校助成費を増額すること。

二、私立高等学校の授業料の実質無償化を早期に達成すること。

三、高等教育における無償化を早期に達成すること。

十一月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆)

十一月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆)

十一月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆)

十一月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆)

十一月三十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆)

七 スポーツを行う者の安全を確保するために行われる医療従事者等に対する研修等及び医療従事者等の派遣

第二十一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三 冷房設備、暖房設備、照明設備その他のスポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（前二号に掲げるものを除く。）

四 機構の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手に対する他の職業に就くために必要な知識技能に関する研修、大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における生活に関する相談その他の職業及び生活の安定に資するための事業

第二十一条第一項に次の一号を加える。

九 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興を目的とする事業

第二十一条第四項中「第四号」を「第九号」に改める。

第二十三条第一項中「の試合」の下に「若しくは競技会」を、「一般社団法人」の下に「又はバスケットボールの試合若しくは競技会を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人」を、「全国を通じて」の下に「それぞれ」を加える。

第二十四条中「機構は」の下に「、その開催するサッカーの試合若しくは競技会又はバスケットボールの試合若しくは競技会に関し」を加え、同条第一号中「サッカーチーム」を「チーム」に、「サッカーの試合」を「試合又は競技会」に改め、同条第二号中「結果」の下に「又は競技会の経過若しくは結果」を加え、同条第三号中「サッカーチーム」を「チーム」に、「サッカーの試合」を「試合又は競技会」に改め、同条第四号中「サッカー」を削る。

第二十七条次に次の一条を加える。

（センターによる支援等）

第二十七条の二 センターは、対象試合等の計画的かつ定期的な開催に資するため、機構に対し、第二十四条第一号に掲げる業務に要する費用の一部について支援することができる。

2 機構は、前項の規定による支援を受けて第二十四条第一号に掲げる業務を行うに当たっては、同号のチームを保有する社員その他の関係者の意見を聴かなければならない。

第二十一条中「又は特定指定試合」を「結果若しくは指定競技会の経過若しくは結果又は特定指定試合の結果若しくは特定指定競技会の経過若しくは」に、「又は当該特定指定試合の」を「結果若しくは当該指定競技会の経過若しくは結果又は当該特定指定試合の結果若しくは当該特定指定競技会の経過若しくは」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「対象試合関係者」を「対象試合等関係者」に、「指定試合」を「指定試合等」に改める。

第四十条第一項第二号中「特定対象試合」を「特定対象試合等」に、「特定指定試合」を「特定指定試合等」に改める。

第四十一条中「指定試合又は特定指定試合」を「指定試合等又は特定指定試合等」に改める。

第四十二条中「指定試合」を「指定試合等」に改め、「よる試合」の下に「又は競技会」を加える。

附則第四項（見出しを含む）中「平成三十五年年度」を「令和五事業年度」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正）
第二条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

四 投票法第二十七条の二第二項の規定による支援

第二十一条第一項第一号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第八条の二「第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

附則第八条の三「第三項中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「緊急に行う」を「特」に改める。

附則第八条の四（見出しを含む）中「平成三十五年年度」を「令和五事業年度」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（見直し）

2 スポーツ振興投票制度の在り方については、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の施行の状況を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。